

実施方針に関する質問回答

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
-1	実施方針				当初から、稲城市の起債が予定されているが、起債の目的、金額、償還期間及び形態はどのようなものか？	起債の償還期間は20年を予定しています。起債を予定した目的は、民間融資利率より低い利率の起債を導入することによって市の財政負担を軽減するためです。なお、市は20年間にわたり費用を償還する必要があるため、支払いの平準化は保たれるものです。
-2	実施方針	4	第1 2 (7) 図2		外構部分と建物部分の設計施工業者が当初から違うのは、どんな理由か？同一業者に一体的に施工させるほうが、より効率的で費用低減効果が見込まれるのではないかと？	外構部分の設計及び施工は都市盤整備公団が行います。都市基盤整備公団が設計会社に再委託する場合は公団が独自に入札等により発注します。本市と事業契約を行うSPC又はその下請け施工会社と公団が随意契約を行うことは困難と思われます。
-3	実施方針	6	第1 2 (7) イ	維持管理業務について	施設の維持管理業務について、大規模修繕や設備更新についてPFI事業者の業務からはずれているのはなぜか？PFI事業を行うひとつのメリットは、このような業務についても民間のノウハウを活用することにあると思われる。市がこれを行う責任をもつのであれば、PFIを行うメリットは低下すると思われる。	本事業の施設は公園内施設であり、所有形態は施設の建設後すぐに市が所有権を持ちます。大規模修繕や設備更新は市の保有資産価値に係わるものであり、財産管理上所有者以外の者が行うことは適当でない判断しています。
-4	実施方針	6	第1 2 (9)	サービス対価の支払方法	図書館設計、建設工事の75%を施設開設時までに支払う根拠はどこにあるのか。こうした費用についても、長期間にわたって費用の平準化を図ることができるのがPFI事業のメリットである。なぜこのメリットをあえて放棄する必要があるのか。	I-1の回答を参照してください。
-5	実施方針	6	第1 2 (11)	本事業のスケジュール	事業終了が7月となっている理由はなぜか？通常の役所の年度でいえば3月が考えられるが。	事業年度を市の会計年度と合わせて3月末とすることも可能ですが、この場合、例えば開館が遅延した場合に事業終了時期を延ばせなくなるため、全体の支払期間を短縮することになります。そのため、事業期間全体にわたって支払額の見直しが必要となるなどの不具合が生じるため、開館年度・月より20年間の事業期間としました。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
-6	実施方針	10	第2 2 (1)	PFI事業者の募集及び選定のスケジュール	実施方針に関する質問・意見の受付がお盆の時期を除けばわずか2週間しか設定されていない。今後の基本事項を定める重要なステップであるにも関わらず、非常に短期間しか設定していない理由。しかもこれをもとに9月議会に諮るならば、ほとんど修正がないという前提に立たざるを得ない。もっと慎重に時間をかけて練るべきではないか？	事業者募集スケジュールの全体期間や、公表資料のボリュームを考慮して2週間で適当と判断しました。
-7	実施方針	12	第2 2 (2)		なぜ意見及び提案に関するヒアリングの内容を公表しないのか？	ヒアリングを行う趣旨は、付帯事業の提案内容等を予定しているため、企業の利益に関する事項に該当すると思われることから公表しないこととしました。
-8	実施方針	13	第2 2 (3)		SPCの構成員に金融機関を入れ、倒産時等の業務履行保証について担保するのが常識と言われているが、こうした条項を盛り込むことはできないのか？	金融機関が出資を行いSPCの構成員になる事例は、ほとんどありません。
-9	実施方針	15	第2 2 (4)	審査委員	審査委員のメンバーに公共図書館サービスに関する専門家が入っていない。長期的な公共図書館サービスの発展を見据えた上で、提案の評価を行うため、ぜひとも公共図書館サービスの専門家を委員に加えるべきである。	図書館学の専門家は審査委員の中におります。
-10	実施方針	22	別表2	法令等の変更リスク	「本事業に直接影響を及ぼす法令」であるのか、それ以外の法令であるのかを判断するのは誰であり、その判断基準はどこにあるのか？	個別の判断となります。
-11	実施方針	23	別表2	運営段階のリスク	図書館サービスの水準は、時代と共に変化し、より高度化する方向にある。本PFI事業が目指すのは、事業コスト削減のみならず、サービス向上も目的としている。そうであるならば、サービス水準上昇リスクについて定めておかなければ、稲城市民は大昔のサービスにたいして高いコストを払わされるリスクを負うことになる。かならず一般的な公共図書館サービスの水準が変化上昇した場合の取り決めを行っておくべきである。	現在の実施方針のリスク分担表では、「内容変更リスク」あるいは「技術革新リスク」がこれに該当します。両方とも市がリスク負担者となっています。質問では、契約で取り決めたサービス水準が将来的に陳腐化してしまった場合にどうするかということですが、これによって市がサービス水準を上げる必要が生じる場合、市とPFI事業者協議により契約変更を行い、これに係る費用の増減額分を市が負担することになります。つまり、PFI事業者がコントロールできないことについては基本的に市がリスクを負担するという意味です。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
-12	実施方針		別紙 3	図書の有料宅配事業	身体障害者を対象として既に他の公共図書館では、宅配サービスを無料でやっている。すべての人に情報を平等に提供する社会教育施設としての図書館の役割を考えると、一律の有料サービスを許可することは適当でない。むしろ身体障害者への無料での図書、文献等の配達サービスを実現する対価として、一般の利用者に対して有料のサービスを認める形が望ましい。また、図書のみならず、文献の複写配送サービスも対象にするべきである。	図書館資料の宅配サービスは、障害者を対象とする要求水準書(障害者サービス)に示しているとおりです。ここでは一般の利用者を想定してのことですが、複写配送サービスも含めて、付帯事業はPFI事業者の提案によります。
-13	実施方針		別紙 3	パソコンの有料貸出	インターネット端末の無償提供などを考えると、むしろ無料で図書館サービスとして実現する方が望ましい。	図書館で行うインターネット端末の無償提供は、今後作成する予定の利用規則等において、利用時間の制限が必要となる場合も考えています。PFI事業者の付帯事業としては、この時間制限を外すなど、より充実したサービスを有償で提供してもらうことを期待するものです。

要求水準書案に関する質問回答

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
-1	設計・建設に関する要求水準(案)	7		諸室コンセプト	修正個所のパソコンコーナーが抜けている。	p10 (3)- -11 にて追加記入してあります。
-2	設計・建設に関する要求水準(案)	7		グループ学習室の設置	近年学校教育の中で生徒児童が自ら調べる調べ学習が重要視されている。あらたに建設される中央図書館では、それらの活動を保障する施設:グループ学習室を設置することが必要だと思われる。グループ学習ではインターネットを検索しながらの検討会、資料の閲覧、パソコンを使ったそれらのレポート作成などの活動に必要な環境・設備が必要である。	ご意見の主旨を踏まえ、グループ学習コーナーとして設置の方向を検討します。 また、ここでのインターネットの利用は、パソコンコーナーを個別に設けた理由により、現在は想定しておりません。(-9 の回答を参照してください)
-3	設計・建設に関する要求水準(案)	10		構造仕様	閉架書庫では、収納効率を上げるため、電動書架を採用するケースが増えている。電動書架を設置するためには床の耐荷重をそれに応じて考慮しなければ設置できない。現状では電動書架を設置しなくても、将来的な要請に備えるため、電動書架が設置可能な床面耐荷重性能と、構造を求めるべきである。	閉架書庫の蔵書冊数は要求水準に記入してありますが、収蔵方法(電動、集密等)の選択は、閉架書庫の資料出し入れはPFI事業者が行うためPFI事業者が業務しやすい方法を提案していただきます。
-4	設計・建設に関する要求水準(案)	11	h 7)	情報配管設備	電子情報技術については将来を見通すことが大変困難である。それらについての陳腐化リスクを市が負うものとしている今回の事業では、技術動向を踏まえた詳細な検討が必要である。そうでないとあとという間に陳腐化し新たな投資が数年後に必要となり、所期のVFM達成見込みが絵に描いた餅となる。 ここで規定している情報配管設備について、無線LANも想定しているようだが、個人情報保護を実現するためには、暗号化技術などを駆使する必要がある。セキュリティ上の問題と将来的なコストについて検討する必要がある。公共図書館での全面的な採用は疑問がある。ただ、無線LANでの通信速度やその容量を考えると、コーナーとしての無線LANエリアは設けても良いかとも考えられる。専門家を交えた慎重な検討を希望する。	PFI事業者が行う業務における情報漏洩に関するリスクはPFI事業者が負うものとしています。図書館情報システムの方法、箇所について特に規定しないのは、その提案範囲を狭めることとなり、提案されたものに対して要求水準が満たされているか、情報漏洩の防止方法はどのようなものか、十分機能するシステムかを審査することが重要と考えます。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答	
-5	設計・建設に関する要求水準(案)	13	d	警備設備	現在23区の公共図書館では、館内の治安維持、盗難防止、犯罪防止に苦慮するところが多い。稲城はまだ田園地域ということもあり、深刻なケースは生じていないかもしれないが、それはあくまで現在の小規模施設を前提としてのことである。今後新たな図書館が開設され、開館時間も延長されれば、犯罪の発生は残念ながら増えることが予想される。今回の設備計画については、防犯カメラの設置も含め、より厳重な体制が求められる。	盗難防止、犯罪防止については要求水準書にて適切な防犯・防災警備を行うことを規定していますが、その方法についてはPFI事業者からの提案としております。提案された施設計画の内容や警備体制を十分考慮し審査を行う必要があると考えております。	
-6	設計・建設に関する要求水準(案)	15	(3)	9	開架貸出サービス	開架図書10万冊の想定であるが、書架の収容能力の6割収納というのが適正な図書収納率である。それ以上収納すると、配架、書架整理作業の際に図書・資料の損傷を招く。したがってここで10万冊というのは、書架収容能力において20万冊と解釈しなくてはならないことに留意してもらいたい。	書架の収容能力については、基本計画で適切な収容率を想定したのとなっています。要求水準書では「利用しやすい配架状態」と言う表現を追加していく予定です。
-7	設計・建設に関する要求水準(案)	16	(3)	10	新聞・雑誌コーナー	新聞・雑誌は一年分保管となっているが、タイトルによっては製本して保存すべきものも出てくると思われる。ぜひともそれを想定した書庫スペースを確保していただきたい。	ここでの保管は新聞・雑誌コーナー(開架)での保管の意味です。それ以上については閉架書庫での保管を予定しています。
-8	設計・建設に関する要求水準(案)					新聞・雑誌各社では、記事を検索するデータベースを近年充実させている。それらについても新聞・雑誌コーナーでの利用を可能にしてもらいたい。(例)朝日DNA for libraries, ヨミダス文書館, 日経21など	データベースの利用については、レファレンススペース又はパソコンコーナーを予定しています。
-9	設計・建設に関する要求水準(案)	18	(3)	15	レファレンス・地域資料サービス	現在調べものにパソコンは必須の道具となっている。インターネットの利用はもはや常識である。利用者が持ち込んだパソコンを自由に使い、インターネットにもアクセスできるよう、モジュラージャック、電源などを全ての座席に備えるべきである。静かに調べものをしたい利用者にたいしてはむしろ遮音性のある区切られたコーナーを用意する。現在の要求水準は、旧来型の図書館像であり、これからの図書館は、こうした方向へむかいつつある。(大学図書館、アメリカの図書館の状況を見てください。)	利用者の持ち込むパソコンに対してインターネットが利用できる環境は、パソコンコーナーの要求水準として明記しております。パソコンコーナーを個別に設けたのはキーボードやマウスのクリック音、冷却用ファンの風切り音など、利用者が注意を払っても消しきれない音がパソコンにはあり、これを不快に思う方は多数いらっしゃいます。すべての方に気持ちよく利用していただくためには合理的と判断いたしました。ただ、今後図書館が行っていく情報提供の方法が著しくかわってきて、利用者の意識がかわってきたときには、適時施設配置の見直し等により対応したいと考えております。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
-10	設計・建設に関する要求水準(案)				行政資料・歴史資料への対応。稲城市には歴史資料や公文書を保存する施設が整備されていない。こうした特殊な資料についても取り扱いができるよう配慮してもらいたい。	歴史資料については専門家がいます生涯学習課、公文書は文書担当課が担当します。中央図書館では、関係部署とも連携をとりながら、稲城市に関するあらゆる情報を収集・提供していきたいと考えています。
-11	設計・建設に関する要求水準(案)	19	(3) 19	資料保存(書庫)	閉架書庫として当面運用されるようであるが、公共図書館では従来の閉架書庫を出納作業コストを下げるためと蔵書能力の限界から開架に移行している施設も見受けられる。この場合注意しなくてはならないのは防犯である。閉架書庫は一般に見とおしが悪いので、当初から防犯を考慮して施設設備を備えてもらいたい。	閉架書庫は収容能力を重視した書架を想定していますので、閉架書庫を開架にすることは想定していません。
-12	設計・建設に関する要求水準(案)	20	(3) 20	資料整備・管理運営 図書館DB用サーバの設置	DB用サーバは図書館システムの心臓部である。施錠できる部屋におき、常に運用状況が監視できるよう、厳重な管理(防犯設備の設置を含む)が必要である。このことについてきちんと要求水準に規定すること。	ご指摘の部分については、運営に関する業務要求水準書(業務従業者の要件等)において「利用者のプライバシーの保護を万全に行う」との表記を追加しました。また、運営に関する業務要求水準書の「図書館情報システムに関する業務」において設備の設置・管理、運営にあたっては個別のプライバシー対策やシステムセキュリティ、人的セキュリティ、について万全の対策を行うことを追加することを検討します。
-13	設計・建設に関する要求水準(案)				分館とのLAN構築については、どのような形が想定されるのか？物理的に考えるとインターネット経由のサーバクライアント方式になると思われるが、それだとセキュリティ上の安全性が確保できるのか？	外部からの進入経路(本館、分館からも含む)には、ファイアーウォール等安全対策を講じ、ネットワーク回線は専用回線を予定しています。また、ウィルス対策にも十分な対応が可能となるシステム及び管理体制を構築します。
-14	設計・建設に関する要求水準(案)	22	(3) 6	レクチャールーム	レクチャーを行うのであれば、現在パーソナルコンピュータによるプレゼンテーションが可能な設備は必須である。インターネットに接続しながらのE-ラーニングにも対応することが望ましい。これらから考えて現在の要求水準は貧弱である。より充実したインフラを設置するべき。	体験学習施設の視聴覚室において、パソコンによるプレゼンテーション等を想定した設えを検討して行きます。なお図書館の館内LANは体験学習施設も網羅する予定です。
-15	設計・建設に関する要求水準(案)			視聴覚室	同上	-14の回答を参照してください。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
-16	設計・建設に関する要求水準(案)	24	(3) 1	駐車場管理	車上あらしなどの被害を防止するための防犯施設が必須である。	駐車場で起こる犯罪に関しては、基本的に自己の管理によるものと考えます。
-1	維持管理に関する業務要求水準書案	12	(4)	警備業務	施設内への侵入者の防止にとどまらず、施設内での犯罪防止、変質者、盗難などの被害についても一定の責任を求めるべき。	図書盗難に関しては実施方針の別紙2「リスク分担表」において「開架資料数の1%を超える盗難・紛失(本市の責めに帰すべき事由によるものを除く)」はPFI事業者のリスク負担としています。また、施設内の警備についても十分な体制を提案により求めます。
-1	運営に関する業務要求水準書案	2	(1)	基本方針	「市が役割分担を超えて事業者の業務に従事することができる」と規定した理由。想定される事態。これは一業者のために、市がサービスを提供することにつながるのではないかと？業者の手抜きを市が肩代わりすることになりかねないか？	市職員が保有する稲城市立図書館としてのノウハウと、PFI事業者の図書館運営ノウハウが互いに補完でき充足しあうことで利用者によりよいサービス提供を行うためにも、補うことが互いに必要と認められた場合に限り助け合うことができるように配慮してあります。PFI事業者の手抜き等によるサービスの低下はモニタリングにより管理しサービス水準が維持できるような仕組みとしています。
-2	運営に関する業務要求水準書案	2	(1)	基本方針	市の職員に「専門職員」とあるが、司書職を新たに設置するという事か？PFI事業者置く統括責任者とは、図書館業務に専従することを求めるべき。他の業務と兼任し、不在勝ちなどの事態を避けるべき。司書有資格者の設置を義務づけるべき。	ここで言う「専門職員」は「図書館で専門に働く司書」を意味し、現在の市職員司書とかわるものではありません。PFI事業者の職員管理は統括責任者が負う重要な役割であり、それが怠るような業務体制は認められません。市は統括責任者がその責務を怠らないようにモニタリングを行い、管理いたします。
-3	運営に関する業務要求水準書案	3	(1) 3	開設時設置図書の購入	エラーは事業者負担により正すことを義務づける	要求水準で義務づけております。
-4	運営に関する業務要求水準書案	3	(1) 5	装備	資料の性質を考慮して資料を損なわないよう装備する。	要求水準書へ反映致します。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
-5	運営に関する業務要求水準書案	3	(1) 7	データ入力	エラーが必ず発生するのでエラー率を設定し、それを超えた場合は減額する。また、エラーは事業者の負担で速やかに修正する。	要求水準でその正確性は義務づけていますが、「エラーは速やかに修正する」の表現を要求水準書へ追加します。
-6	運営に関する業務要求水準書案	3	(1) 14	利用者案内原稿作成	原稿だけではなく市の了解を得て実際の案内を作成するのでは？	要求水準にて準備する部数を規定しておりますので、原稿作成から配布用成果品までをPFI事業者の業務に含みます。
-7	運営に関する業務要求水準書案	3	(1) 6	統計の分析	きちんと利用統計等を分析するのであれば期限が短いのでは？	月1度の報告書提出を求め、分析は必要に応じて行う内容に要求水準書を修正します。
-8	運営に関する業務要求水準書案	3	(1) 11	運営方針の打ち合わせ参加	年に1回というのは少ない？それまでに準備会議、打ち合わせが想定されると思うがどうか？	ここで言う運営方針の打ち合わせは、当該年度の総括的な運営方針の打ち合わせであり、各業務の個別打ち合わせ(グループ会議等)は適宜行うことを規定しています。
-9	運営に関する業務要求水準書案	4	(1) 38	事業者職員の配置と労働監督	サービスが低下しないように、という消極的な水準を採用しているが、つねに最良のサービスが提供されるように、などサービス向上について書くべきでは？	ここで言うサービスの低下とは、市が要求する一定の水準を常に確保し、それ以下にならないようにして下さいと言う意味で、この要求水準が確保されていれば一定のサービス向上は確保されているものと考えております。但し要求水準書へ「つねに最良のサービスが提供されるように」の表現を追加します。
-10	運営に関する業務要求水準書案	4	(1)	日常業務の問題点の報告と改善策の提案が盛り込まれていない	重要な業務であり、市民サービス向上のためには必須の業務である。	業務毎にグループ会議を行うことを要求しており、この会議にて日常の問題を解決する場所としています。日常業務の問題点の積み残しは図書館サービスへの影響が大きくなることから、解決策、対処方法などの迅速な処置がPFI事業者に求められており、モニタリングに影響する箇所と考えております。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
-11	運営に関する業務要求水準書案	5	(1) 55	図書館協力者の受入対応	事業者の分担に入っていないが、現場で動くのは事業者であることを考えれば事業者の分担としても入れておく必要がある。	対外的窓口は公共図書館として市が行うものとし、協力者の受け入れ判断も市が行うべき業務と考えます。また、協力者作業の対応については市の職員が全て行うことは困難な可能性もあるため PFI 事業者の業務範囲とすることを今後検討します。
-12	運営に関する業務要求水準書案	5	(1) 66	消防・防災	防犯はどうするのか？	「維持管理に関する業務要求水準書」にて警備業務に関する要求水準を規定しております。防犯対策の方法、警備体制等については PFI 事業者の提案としております。
-13	運営に関する業務要求水準書案	5	(1) 75	機器システムの整備	定期的な保守点検を入れること	運営上図書館情報システムが常に快適であることは必須と考えております。それを維持するための方法は定期点検に限りません。よって PFI 事業者の提案としております。
-14	運営に関する業務要求水準書案	5	(1) 78	機器システムのトラブル対応	24時間以内の対応と明確に規定するべき トラブル時の対応についてあらかじめワークフローを提示させる必要あり	運営に支障をきたすことがないように対応する事としております。これは「24時間以内」の規定より厳しいものと判断いたします。
-15	運営に関する業務要求水準書案	5	(1)	データの漏洩防止などについての規定が必要		-12 の回答を参照してください。
-16	運営に関する業務要求水準書案	6	(1) 6	各種案内	「目的の場所に行けるよう」という表現では不十分。目的の情報に到達できるよう案内しなければならない。	ご指摘にある案内はレファレンス業務の範囲と考えます。ここで言う各種案内はフロアサービスにおける図書館施設に対する案内や各種イベント等の案内を指します。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
-17	運営に関する業務要求水準書案	6	(1) 8	一般的な苦情処理	盗難などの犯罪被害には？	図書館運営に関する苦情(図書の損傷, 清掃の不備など)以外は市が対応する事と考えております。
-18	運営に関する業務要求水準書案	6	(1) 14	利用者登録業務	利用者のプライバシーに配慮 厳守とすべき。非常に重要な事項である。	-12 の回答を参照してください。
-19	運営に関する業務要求水準書案	6	(1) 16	不要貸出券処理	適切な処理では弱い。プライバシーの漏洩がないよう, シュレッダー処分など厳正な処分を行うこと。	情報漏洩防止は大原則であり, 図書館業務が行える PFI 事業者は十分理解しているので防御する方法は PFI 事業者の提案により決定される事項と考えます。
-20	運営に関する業務要求水準書案	6	(1) 30	インターネット・CD-ROMの利用支援	インターネットやCDという形態に限定せず, 電子資料(デジタルコンテンツ)の利用支援とするべき。今後多様な電子資料が出現する事が予想されるので, 列挙的な表現は避けた方がいい。	情報機器の陳腐化は技術革新リスクとして市が対応することとしています。これは将来にわたり電子媒体, 情報提供手段等 PFI 事業者がコントロールできないリスクについて PFI 事業者もリスクを負えないので, 市が対応すべきものと考えます。よって, 現段階の要求水準としては現在提供及び対応できるものを列挙することにいたしました。
-21	運営に関する業務要求水準書案	7	(1) 41 他	相互貸借業務	20年後の想定が全くされていない。将来的にどのような形態が出現するかわからないので, 合理的なILLシステムを採用する, あるいは対応すると規定したほうがいいと思われる。	10年ないし20年後の技術革新の想定は不可能であると思われます。将来需用, 革新に対するリスクは市が負っており, PFI 事業者には負担させるべき事項ではないと考えますので, 特に規定の予定はありません。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
-22	運営に関する業務要求水準書案	7	(1) 48他	レファレンスサービス	<p>規定のレベルが低すぎる。資料相談への対応は、著者・出版社・書店等についての情報は最低限レベルである。利用者が直接求める資料だけでなく、相談を受けた内容に応じて、よりよい資料を案内することが必要である。</p> <p>したがって、「著者・出版社・書店等に関する情報だけでなく、利用者が求める情報に応じて適切な資料を案内する。」としたらどうか。</p>	<p>要求水準に規定するレベルは最低限のものであり、最終的に提供されたサービスがどうであったのか、どう感じたかは利用者アンケート等により判断されるものと考えます。この場合利用者アンケートの結果も踏まえたモニタリングを行うことを規定しています。</p>
-1	その他			モニタリングについて	<p>PFI事業については、モニタリングが適切なチェック機能を果たすことが事業の成功を導く重要な要素と思われる。</p> <p>モニタリングを行う委員会を設け、そこに利用者代表の参加を保障するしくみをつくってはどうか。</p> <p>そのことによって図書館の運営に市民参加が図れるのではないか？</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。十分その方法について検討して行きたいと思います。</p>
				図書館運営業務内容の数年毎の見直し	<p>図書館のサービス水準は、常に変化している。現在東京都では産業労働局を中心にビジネス支援図書館を設置し、図書館を起業者、ビジネスマンの支援に役立てている。その動きは都内市区町村の図書館に波及し、近隣ですでに立川市、調布市においてもビジネス支援のサービスを開始している。立川では市の商工会ともタイアップし、地域の産業振興の役割も果たすべく、事業が進められている。これら新たな動きについて今回の方針案には盛り込まれていない。本事業が20年間の事業期間を想定しているだけに、誠に遺憾である。つまり図書館のサービスは発展し、進化するものとして捉えなければならない。</p> <p>ぜひ、基本方針の中に、5年程度の業務内容見直し要件を入れ、その時点で求められるサービス水準を再検討していく必要がある。</p>	<p>社会情勢、市民意識の改変、市の情勢等を常に幅広い視野で捉え、図書館運営方針の見直しや提供業務の変更、契約書の見直し、サービス対価の見直しを行うことができるものとしています。</p> <p>程度の規定はしていませんが、当初より段階的な変更等をPFI事業者を求めることは、予測のできない(PFI事業者がコントロールできない)リスクを負わせることとなり、負担が大きいのと思われる。</p>